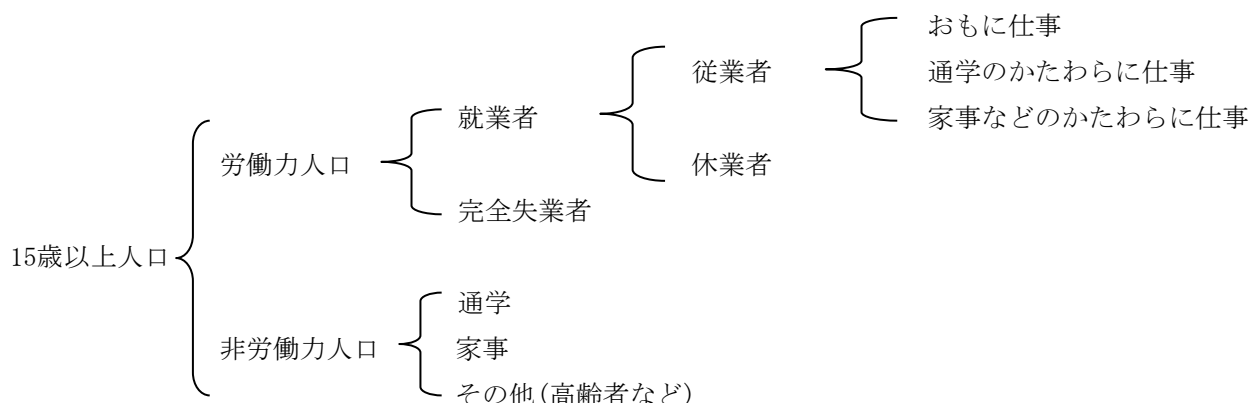


## [用語の解説]

<就業状態>15歳以上人口について、調査週間中の活動状態に基づき、次のように区分しています。



労働力人口・・・15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」を合わせたもの

就業者・・・「従業者」と「休業者」を合わせたもの

従業者・・・調査週間中に収入を伴う仕事を1時間以上した者（家族従業者は、無給であっても仕事をしたとする）

休業者・・・仕事を持ちながら、調査週間中に少しも仕事をしなかった者のうち

1. 雇用者で、給料、賃金の支払いを受けている者又は受けることになっている者
2. 自営業主で、自分の経営する事業を持ったままで、その仕事を休み始めてから30日にならない者

完全失業者・・・次の三つの条件を満たす者

1. 仕事がなく調査週間中に少しも仕事をしなかった（就業者ではない）
2. 仕事があればすぐ就くことができる
3. 調査週間中に、仕事を探す活動や事業を始める準備をしていた（過去の求職活動の結果を待っている場合を含む）

非労働力人口・・・15歳以上人口のうち、「就業者」と「完全失業者」以外の者

労働力人口比率・・・15歳以上人口に占める「労働力人口」の割合

完全失業率・・・「労働力人口」に占める「完全失業者」の割合

<従業上の地位>就業者を次のように区分しています。

自営業主・・・個人経営の事業を営んでいる者

家族従業者・・・自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に無給で従事している者

雇用者・・・会社、団体、官公庁又は自営業主や個人家庭に雇われて給料、賃金を得ている者及び会社、団体の役員

<推定方法>

この調査結果は、国（総務省）が実施している「労働力調査」の愛知県分の個別データ（毎月約2,400世帯）の使用について総務省の承認を得た後、集計を独立行政法人統計センターに委託し、独自に公表するものです。

総務省統計局においては都道府県ごとの標本設計は行っておらず、また標本規模も小さいことから全国結果に比べて誤差が大きくなる可能性がありますので、利用に当たっては注意を要します。

（注）統計表の数値は、すべて原数値です。季節調整をしておりません。